

栃木市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和元年12月9日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 茂 呂 健 市

記

1. 監査の実施日 令和元年10月7日
2. 監査の対象
  - (1) 対象団体 一般財団法人栃木市農業公社
  - (2) 補助金等 栃木市農業公社運営費等補助金
3. 監査の方法

主に平成30年度の補助金に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼をおいて監査した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料、関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

### (1) 事業の状況及び効果について

一般財団法人栃木市農業公社は、地域農業が直面する問題の解消及び農業の構造改善等に資するための事業を通して、本市の農業の振興に寄与することを目的に設立された団体である。旧都賀町、旧藤岡町でそれぞれ設立され、その後合併により一般財団法人栃木市農業公社を設立し、現在に至っている。

平成30年度においては、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理委託事業を重点的に推進し、本市における担い手への農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止等に重要な役割を果たすとともに、自立した経営を目指すため、農作業受委託事業等の収益事業に取り組んでいる。

### (2) 会計経理について

平成30年度における市からの補助金1,528万2,000円は、公社の人件費、運営費を補助するために交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、人件費等目的に沿って適切に執行されている。関係する帳簿、書類等については符合しており、おおむね適正に処理されていたが、会計原則の一つである総額主義によらない処理が一部見受けられたので、留意されたい。

また、退職給付の対象になる職員がいるにもかかわらず、退職給付引当金が計上されていなかった。退職金費用の適正な表示と将来の支出に備えるため、退職給付引当金の計上を検討されたい。

〈平成30年度決算状況（正味財産増減計算書）〉

経常増減の部	経常収益計	65,036,874円
	経常費用計	64,917,441円
	当期経常増減額	119,433円
経常外増減の部	経常外収益計	0円
	経常外費用計	32円
	当期経常外増減額	△32円
当期一般正味財産増減額		119,401円

### (3) 要望指摘事項について

当公社は、本市における農地の利用集積の促進や担い手の確保、耕作放棄地対策等に大いに貢献している点において高く評価される。また、事務所の統合など組織の合理化にも努めている一方で、人件費の見直し等の要因により市からの補助金は増加傾向にある。

公社のような公益法人は、赤字になりがちな公益目的事業をいかにして収益事業で補てんできるかが、自立した運営のために必要である。公社が旧都賀町、旧藤岡町において設立された頃に比べると、農業を取り巻く環境は大きく変化し、農業の法人化が進むとともに、収益事業に関し公社と競合する民間農業法人も存在する。より自立した運営を目指すため、所管課との連携を強化し、民

間農業法人との事業のすみ分けを図りながら、公社ならではの新たな事業展開と、特に小規模農家に手が届くような役割を検討していただきたい。

また、貸し借りなどの利用集積が進んでいる田に対し、畑の利用集積は思うように進まず、荒廃に歯止めがかからない状況である。農地全体としての農業振興、有効利用を踏まえた上で、畑に対する対応・対策はどうあるべきか検討していただきたい。

なお、所管課においては、補助事業が適正かつ効率的に執行され、その目的に沿って十分な効果を発揮しているかどうか対象経費の検証をすることが必要である。補助金の使途について、市民の視点から適正な執行確認を実施するとともに、会計経理全般についても適正な執行を指導されるよう要望する。